

各位

会社名 株式会社 情報企画

代表者名 代表取締役社長 松岡 勇佑

(コード:3712 スタンダード市場)

問合せ先 取締役 中谷利仁

(TEL. 03-3511-8371)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2023 年 8 月 4 日開催の取締役会において、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第 459 条第 1 項の規定による当社定款の定めに基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針とし、配当性向 40%程度を目標としております。また、当社は、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当については、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。上記方針に基づき、2022 年 9 月期の配当につきましては、1 株当たり 90 円(中間配当:45 円、期末配当:45 円)とし、この結果、配当性向は 34.3%となりました。また、当社は、自己株式の取得について、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨定款に定めております。これは、自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行、株主への利益還元等を目的とした機動的な自己株式の取得を可能にするためであります。

当社はこれまでも、2015 年 2 月 2 日付の取締役会決議に基づき、公開買付けの方法による自己株式の取得(買付け等の期間: 2015 年 2 月 3 日から同年 3 月 3 日、取得した株式の総数: 700,000 株(取得当時の所有割合(注 1): 17.28%)、取得価額の総額: 708,400,000 円、以下「2015 年公開買付け」といいます。)を実施しております。

(注1)「取得当時の所有割合」とは、当社が 2015 年 2 月 10 日に提出した第 29 期第 1 四半期報告書に 記載の 2014 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 (4,090,000 株) から、同日現在の当社が所 有する自己株式数 (40,074 株) を控除した株式数 (4,049,926 株) に対する割合 (小数点以下 第三位を四捨五入)です。

このような状況の下、当社は、2023年4月中旬に、当社の第2位株主(2022年9月30日現在)である有限会社サポート(所有株式数:325,000株、所有割合(注2):9.70%、以下「サポート」といいます。)より、その所有する当社普通株式の一部である324,600株(所有割合:9.69%、以下「応募予定株式」といいます。)について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、サポートは、当社の代表取締役社長である松岡勇佑氏及びその親族が出資する資産管理会社であり、主に不動産の賃貸及び管理の事業を行っております。

(注2)「所有割合」とは、当社が2023年8月4日に公表した「2023年9月期第3四半期決算短信[日本基準](連結)」に記載された2023年6月30日現在の発行済株式総数(4,090,000株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(740,409株)を控除した株式数(3,349,591株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

当社は、サポートの売却意向を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響、並びに当社の財務状況等に鑑みて、2023年5月中旬より、当該株式を自己株式として取得することについて具体的な検討を開始いたしました。

その結果、2023 年 6 月中旬、応募予定株式を当社が自己株式として取得することは、当社普通株式の需給関係の一時的な悪化を回避することが期待できるだけでなく、当社の 1 株当たり当期純利益(E P S)(2022 年 9 月期において 257.38 円)の向上や自己資本当期純利益率(R O E)(2022 年 9 月期において 15.2%)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がると判断いたしました。同時に、自己株式の取得資金については、その全額を自己資金により充当することを検討いたしましたが、当社が 2022 年 12 月 23 日に提出した第 36 期有価証券報告書(以下「第 36 期有価証券報告書」といいます。)に記載の 2022 年 9 月 30 日現在における連結ベースの手元流動性(現金及び預金)は約 33 億円(手元流動性比率:12.1ヶ月(注 3))であり、さらに、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローは、第 36 期有価証券報告書に記載の 2022 年 9 月期における営業キャッシュ・フロー約 12 億円に照らして、一定程度蓄積することが見込まれるため、自己株式の取得資金として約 9 億円(注 4)を自己資金により充当した場合においても、当社の短期的な支払能力に問題は生じず、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況等に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。

- (注3) 第36 期有価証券報告書に記載の2022年9月30日現在における連結ベースの手元流動性を、 当社の月商(2022年9月期の連結売上高を12ヶ月で除した数)で除した値(小数点以下第二位を四捨五入)です。
- (注4) 2023 年 6 月中旬の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。) スタンダード市場における当社普通株式の市場価格の概算値 2,800 円に、サポートが売却意向を有する株式数である 324,600 株を乗じて算出した暫定金額です。

また、自己株式の具体的な取得方法については、(i)株主間の平等性、(ii)取引の透明性、(iii)市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能であることにより、当該価格で買付けを行った場合には、当社資産の社外流出の抑制に繋がること、及び(iv)サポート以外の株主の皆様にも一定の検討期間を提供したうえで市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保すること等を考慮し、十分に検討を重ねた結果、2023年6月中旬、金融商品取引所を通じた市場買付けの手法ではなく公開買付けの手法が最も適切であると判断いたしました。

加えて、2023 年 6 月中旬、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえで、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の適正な価格として市場価格を基礎とすべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで、当社は、2023年6月下旬に、サポートに対し、過去の他の上場会社における自己株式の公開買付けの事例における公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率を勘案しつつ、東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値に対して一定程度のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、2023年6月下旬に、サポートより、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

サポートからの回答を受けて、当社は、2023年7月上旬、本公開買付価格にかかる市場価格に対するディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格について検討を進め、以下のとおり判断いたしました。市場価格に対するディスカウント率については、2020年1月以降2023年7月

上旬までの間に公表された自己株式の公開買付けの事例 (以下「本事例」といいます。)53 件において、10%程度 (9%から11%)のディスカウント率を採用している事例が31 件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格としては、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると考えました。そのうえで、本事例53 件を調査したところ、1ヶ月間の単純平均値を基準としている事例が15 件と最多であったことを踏まえ、当社が本公開買付けの実施を決議する取締役会開催予定日 (2023 年8月4日)の前営業日である2023 年8月3日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

以上の検討を経て、当社は、2023年7月上旬に、サポートに対し、本公開買付価格を、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催予定日(2023年8月4日)の前営業日である 2023年8月3日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して、10%程度ディスカウントした価格で本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、2023年7月上旬に、サポートより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、応募予定株式 324,600株(所有割合 9.69%)について、本公開買付けに応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

そして、当社は、2023 年8月3日に、サポートとの間で本公開買付けについて最終的な協議を行い、当社普通株式の市場株価がサポートと前回協議を行った 2023 年7月上旬から同年8月3日まで概ね同水準で推移していたことを確認の上、本公開買付価格を、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催予定日(2023 年8月4日)の前営業日である 2023 年8月3日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値2,845円(円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)に対して、10%のディスカウント率を適用した2,561円(円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。)とすることを提案いたしました。その結果、当社は、同日に、サポートより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、応募予定株式324,600株(所有割合:9.69%)について本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を経て、当社は、2023年8月4日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款の定めに基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である2023年8月4日の前営業日(2023年8月3日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値2,845円に対して、10%のディスカウント率を適用した2,561円とすることを決議いたしました。なお、当社の代表取締役社長松岡勇佑氏はサポートの株主でもあることから本公開買付けに関して特別の利害関係を有しているため、利益相反を回避し取引の公正性を確保する観点から、当社との事前の協議及び交渉には当社の立場から参加しておらず、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。

加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、本事例 53 件のうち、応募を合意している株式に対して 10%程度 (9%から 11%) 上乗せした買付予定数を設定している事例が 17 件と最多であり、応募予定株主以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、応募予定株式 324,600株に対して約 10%を上乗せした 357,000株 (所有割合:10.66%) を買付予定数の上限とすることといたしました。

なお、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数を上回った場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとして、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第21条に規定するあん分比例の方式による買付けとなることから、当社は応募予定株式の一部を取得することとなりますが、サポートより、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった当社普通株式については、市場で売却することを検討する旨の回答を得ております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、本日現在では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1)決議内容

| 株券等の種類 | 総数 | 取得価額の総額 |
|--------|----------------|--------------------|
| 普通株式 | 357, 100 株(上限) | 914,533,100 円 (上限) |

(注1) 発行済株式総数

4,090,000株(2023年8月4日現在)

(注2) 発行済株式総数に対する割合

8.73% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間

2023年8月7日 (月曜日) から 2023年9月29日 (金曜日) まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等 該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

| 1 | 取締役会決議 | 2023年8月4日(金曜日) |
|-------------|-------------------------|--|
| | | 2023年8月7日(月曜日) |
| ② 公開買付開始公告日 | | 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 |
| | | (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/) |
| 3 | 公開買付届出書提出日 | 2023年8月7日(月曜日) |
| ④ 買付け等の期間 | 2023年8月7日 (月曜日) から | |
| | 2023年9月4日(月曜日)まで(20営業日) | |

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,561円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を基礎に検討を行いました。その上で、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、当社資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断し、ディスカウント率については、過去に実施された自己株式の公開買付けの事例を参考にすることとしました。

市場価格に対するディスカウント率については、本事例 53 件において、10%程度 (9%から 11%) のディスカウント率を採用している事例が 31 件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格としては、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると考えました。そのうえで、本事例 53 件を調査したところ、1ヶ月間の単純平均値を基準としている事例が 15 件と最多であったことを踏まえ、当社が本公開買付けの実施を決議する取締役会開催予定日(2023 年 8 月 4 日)の前営業日である 2023 年 8 月 3 日までの過去 1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

そして、当社は、2023年8月3日に、サポートとの間で本公開買付けについて最終的な協議を行

い、当社普通株式の市場株価がサポートと前回協議を行った 2023 年 7 月上旬から同年 8 月 3 日まで概ね同水準で推移していたことを確認の上、本公開買付価格を、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催予定日 (2023 年 8 月 4 日) の前営業日である 2023 年 8 月 3 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値 2,845 円に対して、10%のディスカウント率を適用した 2,561 円とすることを提案した結果、サポートより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を経て、当社は、2023年8月4日開催の取締役会において、本公開買付価格を2,561円とすることを決議いたしました。

本公開買付価格である 2,561 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である 2023 年8月4日の前営業日(同年8月3日)の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値 2,890 円に対して 11.38% (小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。)、2023 年8月3日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,845円に対して 9.98%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,819円に対して 9.15%をそれぞれディスカウントした価格となります。

なお、当社は、2015 年2月2日付の取締役会決議に基づき、2015 年公開買付けにより当社普通株式を取得(買付価格:1,012円、買付期間:2015年2月3日から同年3月3日、取得した株式の総数:700,000株)しております。当該買付価格1,012円と本公開買付価格である2,561円との間に1,549円の差異が生じておりますが、これは、本公開買付価格の基礎とした2023年8月3日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値2,845円が、2015年公開買付けにおける買付価格の基礎とした2015年1月30日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,125円に対して1,720円上昇していることによるものであります。

② 算定の経緯

当社は、2023年6月中旬、本公開買付価格の決定に際しては、市場価格に一定のディスカウントを 行った価格により買付けることが望ましいと判断いたしました。

また、当社は、市場価格に対するディスカウント率については、本事例 53 件において、10%程度 (9%から11%)のディスカウント率を採用している事例が 31 件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断し、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格としては、当社が本公開買付けの実施を決議する取締役会開催予定日 (2023 年 8 月 4 日)の前営業日である 2023 年 8 月 3 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

以上の検討を経て、当社は、2023年7月上旬に、サポートに対し、本公開買付価格を、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催予定日(2023年8月4日)の前営業日である 2023年8月3日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して、10%程度ディスカウントした価格で本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、2023年7月上旬に、サポートより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、応募予定株式 324,600株(所有割合 9.69%)について、本公開買付けに応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

そして、当社は、2023 年8月3日に、サポートとの間で本公開買付けについて最終的な協議を行い、当社普通株式の市場株価がサポートと前回協議を行った 2023 年7月上旬から同年8月3日まで概ね同水準で推移していたことを確認の上、本公開買付価格を、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催予定日(2023 年8月4日)の前営業日である 2023 年8月3日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値2,845円に対して、10%のディスカウント率を適用した2,561円とすることを提案した結果、サポートより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を経て、当社は、2023年8月4日開催の取締役会において、本公開買付価格を 2,561円とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

| 株券等の種類 | 買付予定数 | 超過予定数 | 計 |
|--------|-----------|-------|-----------|
| 普通株式 | 357,000 株 | — 株 | 357,000 株 |

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数 (357,000 株) を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数 (357,000 株) を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います (各応募株券等の数に 1 単元 (100 株) 未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。
- (注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

937, 477, 000 円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金(2,561円)、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
- ② 決済の開始日2023年9月27日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

- (注) 本公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について
 - (※) 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身で ご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行法人の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「みなし配当の金額」といいます。)は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は、株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。

なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等 に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。):15.315%、住民税:5%)に相当する金額が源泉徴収されます(非居住者については、住民税は徴収されません。)。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります(国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。)。なお、租税特別措置法第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%(所得税及び復興特別所得税)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

- ② 当社は、2023 年8月3日に、本公開買付けを実施した場合には、サポートから、応募予定株式 324,600 株 (所有割合:9.69%)を本公開買付けに応募する旨の回答を得ております。また、本公 開買付けにおいて応募株券等の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式に よる買付けとなり、当社は応募予定株式の一部を取得することとなりますが、サポートより、本 公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった当社普通株式については、市場で売却することを検討する旨の回答を得ております。
- ③ 当社は、2023年8月4日に「2023年9月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、当社の四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

2023年9月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要

(自 2022年10月1日~至 2023年6月30日)

(イ) 損益の状況 (連結)

| 会計期間 | 2023年 9 月期 (第 3 四半期連結累計期間) | |
|------------------|-------------------------------|--|
| 売上高 | 2,479,991千円 | |
| 売上原価 | 833, 294千円 | |
| 販売費及び一般管理費 | 702,000千円 | |
| 営業外収益 | 6,891千円 | |
| 営業外費用 | 317千円 | |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益 | 655, 308千円 | |

(ロ) 1株当たりの状況(連結)

| 会計期間 | 2023年 9 月期 (第 3 四半期連結累計期間) | |
|-------------|-------------------------------|--|
| 1株当たり四半期純利益 | 195.64円 | |
| 1株当たり配当額 | _ | |
| 1株当たり純資産額 | _ | |

(ご参考) 2023年8月4日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 3,349,556 株 自己株式数 740,444 株

以上